

「山口グッと産品」登録制度について



本県の優れた農林水産物を使って開発された商品を、販売に結びつけていくための制度です。



◆登録商品の要件

6次産業化・農商工連携の取組により開発された商品で次の要件すべてに該当するもの

- ①県産農林水産物を主原料としていること
(製品重量に占める県産の農林水産物の重量割合が最も多く占めていること等)
- ②開発後又は商品改良後、概ね3年以内であること
- ③商品コンセプト等が明確であること

◆登録申請対象者

- 県内農林漁業者の組織する団体、法人、農林漁業者（認定農業者等）及び任意団体
- 県内に本社や主たる事業所を有する中小企業者
- 県産農林水産物の加工品の製造、販売を行う任意団体

◆申請方法

「山口グッと産品」登録制度実施要領に基づき、登録申請書に必要書類を添付して、やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンターに提出してください。

実施要領および申請書式の掲載先（山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/102/21971.html>

◆申請受付

毎月10日まで(翌月上旬審査)



山口グッと産品
YAMAGUCHI GOOD PRODUCT

商品登録されるとこんなメリットがあります

- 登録商品について県内外イベントへの出展案内等の支援が受けられます。
- 商品力向上のためのセミナーや研修会等が受講できます。
- 商品力向上のため、プランナーや専門家等の派遣が受けられます。
- ホームページや発行冊子等で商品PRを行います。